職員各位殿

2024.4.25

福祉介護サービス報酬における処遇改善手当等

（4月分から6月分支給分）についての説明

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　事務部長　中村　雅幸

平素よりの精勤、誠に有難うございます。4月分より6月分として支給される福祉介護サービス報酬における処遇改善手当等について説明いたします。4月支給分は、**処遇改善手当、特定処遇改善手当、ベースアップ支援加算**が支給され、追加として**看護補助者処遇改善、福祉介護職員処遇改善臨時特例交付金**が支給されています。表にいたしますと下記のようになります。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 4月 | 5月 | 6月より |
| 処遇改善手当 | 通常支給 | 調整支給　　（支給終了） | 1本化（処遇改善） |
| 特定処遇改善手当 | 通常支給 | 調整支給　　（支給終了） | 1本化（処遇改善） |
| ベースアップ支給加算 | 通常支給 | 調整支給　　（支給終了） | 1本化（処遇改善） |
| 看護補助者処遇改善 | 2月から4月分給（3か月分） | 調整支給  （支給終了） |  |
| 福祉介護職員処遇改善臨時特例交付金 | 2月から4月分給（3か月分） | 調整支給  （支給終了） |  |

＊なお、国からの加算により支給される手当となりますので、行政からの指示により支給される職種は限定されます。ご理解いただくようお願いいたします。ご不明な点がありましたら、事務部中村まで、お問い合わせください。